

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 36 号

兵庫県立大学工学研究科共同利用機器センター規程

(趣旨)

第 1 条 兵庫県立大学工学研究科に、共同利用機器による研究、教育等に必要な業務を行うため、共同利用機器センター（以下「センター」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 センターに次の各室を置く。

- (1) 光学測定・顕微鏡室
- (2) X線室
- (3) 化学分析室
- (4) 材料実験室
- (5) 学内プロジェクト室
- (6) 共用クリーンルーム
- (7) 液体窒素利用室

(センター長)

第 3 条 センターに共同利用機器センター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、センター業務を掌理し、センターを代表する。
- 3 センター長は、工学研究科に所属する専任教授の中から工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いた上で工学研究科長（以下「研究科長」という。）が選任する。
- 4 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、引続き 4 年を超えることはできない。
- 5 前項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第 4 条 センターの各室にはそれぞれ室長を置く。

- 2 室長は各室を代表する。
- 3 室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 各室長は、センター長が工学研究科に所属する専任教員の中から委嘱する。

(運営委員会)

第 5 条 センターの運営を円滑にするため共同利用機器センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第 6 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの経理に関すること

- (2) センターの業務に関する事
- (3) 室の設置及び廃止に関する事
- (4) その他センターの運営に関する事

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
  - (2) 各専攻から1名ずつ選出された委員6名
- 2 前条第2号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長はセンター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第9条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会の成立は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(専門委員会)

第12条 センターの業務を円滑に遂行するため各室ごとに専門委員会を置く。

- 2 専門委員長は室長をもって充てる。
- 3 専門委員は、室長が委嘱する。
- 4 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門委員会は、当該室の充実を図るとともにセンターの利用に関する細則に従い、業務を行うものとする。
- 6 第8条第4項、第9条及び第10条の規定は専門委員会にこれを準用する。

(利用規程)

第 13 条 センターの利用に関する細則は、別に定める。

(規程の改正)

第 14 条 この規程の改正は教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にセンター長である者、第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる委員である者または第 12 条第 3 項に定める委員である者は、この規程によって選出されたものとみなし、その任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27 年 2 月 18 日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 18 日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 8 月 16 日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 8 月 16 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 16 日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 16 日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。